

精神障害者保健福祉手帳の申請について

1. 申請時に必要なもの

申請・届出事項		申請書	障害年金証書の写し	振込通知書の写し	同意書	手帳用診断書	手帳の写し	写真 たて4cm × よこ3cm	印鑑
新規	障害年金（※1）と同じ等級で申請する場合	○	○	○	○			○	○
	診断書で申請する場合	○				○		○	○
更新 ※3	障害年金（※1）と同じ等級で申請する場合	○	○	○	○		○	○	○
	診断書で申請する場合	○				○	○	○	○
等級変更	障害年金（※1）と同じ等級で申請する場合	○	○	○	○		○	○	○
	診断書で申請する場合	○				○	○	○	○
他市町村からの転入		○					○	○※2	○
再交付（破損・汚損・紛失等）		○					○	○	○

※1 障害年金の受給が精神の障害を理由とするものに限りま。

※2 富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村からの転入で「転入時記入欄」を使用する場合は写真不要です。

※3 更新の申請は手帳の有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

2. 注意事項

- ・ 年金証書等の写しにより手帳を申請される場合は、障害の等級の判定のために年金事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級等確認を行います。
- ・ 新規の申請時以外は、すでに交付されている手帳の番号・有効期限を必ず記入してください。
- ・ この申請書による各申請及び届出には、手帳用の写真（たて4cm、よこ3cm）が必要です。
- ・ 手帳の交付後に、氏名・住所に変更があった場合は、「障害者手帳記載事項変更届」により届け出てください。

3. 写真について

- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（平成18年10月1日）により、精神障害者保健福祉手帳への写真の貼り付けが原則義務づけられています。写真は上半身・無帽で、1年以内に撮影したもの（大きさ：たて4cm、よこ3cm）を提出してください。
- ・ 写真はのりづけせず、裏返しにしてセロテープで仮止めしてください。
- ・ カラーコピー不可。
- ・ なお、原則として写真を貼付することになっていますが、特に支障がある方は、申請時に窓口にご相談ください。ただし、「写真貼付なしの手帳」では、受けられるサービスに差異が生じる可能性もありますのでご了承ください。